

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（82）

2017年 10月 1日

小田中聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

v TPP・教育・その他

一 TPP

（1）ISDS 条項について

① ISDS 条項の本質

① TPP には、例えば国内第一次産業の衰退、貧富格差の拡大、中小企業の倒産をはじめ、様々な問題があるが、最初に TPP の ISDS 条項の有する危険性について述べることにする（5月2日赤旗）。

② まず最初に、その危険性を指摘する岩月浩二弁護士の言うところを要約的に紹介する（同上赤旗）。

③ TPP の世界観とは、各国の主権を制限して重要事項は、グローバル資本・多国籍企業が利潤の最大化を基準に決めること（決定過程及び交渉過程は秘密）。

④ ISDS 条項（投資家対国家紛争処理）とは、外国投資家と投資先国家との紛争を解決するための条項であり、外国投資家が投資先国家の協定違反により損害を受けたとしてその国を国際裁判（仲裁）に訴える制度である。その事例として、大規模環境汚染を引き起こした米国企業に対してエクアドルの地方裁判所が損害賠償命令を出したときには、仲裁は、エクアドル政府に対し、同判決の執行停止を命じた。このように、政府の規制措置や裁判所決定が正当であっても投資家は損害を受けたとして訴えることができる条項であること。

⑤ では仲裁とはいかなる制度かといえ

ば、第一に常設裁判所ではなく、仲裁人は提訴した外国投資家から一人、訴えられた政府から一人を選び、両者の合意により第三の仲裁人が選ばれ、結論を出せば解散する一審限りの制度であること（因みに、仲裁人はビジネス・ロイヤーが主体）。

⑥ 訴訟費用も巨額であり、韓国法務部によれば、1件当りの平均法律費用は100万ドルから200万ドル、最高額約300億ドルである。従って、訴えること自体に威嚇力があり、政府を萎縮させる効果があること。

⑦ ISDS 条項は、司法権及び立法権を侵害すること。

⑧ TPP は、農業、食の安全、医療、環境、金融、労働、政府間調達、など広範な分野で関税の撤廃、非関税障壁の撤廃の方向で国の制度を解体するものであること。

⑨ TPP のルールは、多国籍企業の経済活動に対する規制が必要最小限度であること。

⑩ 国民主権よりも外国投資家主権、基本的人権の尊重よりもグローバル資本の利益の尊重であること。

⑪ TPP の本質は、国民主権の侵害と貧困と格差の拡大とを極限まで広げること。

⑧ 以上が、岩月弁護士が述べる TPP の本質と問題点である。

③ 正に TPP は、岩月弁護士の言われる通りの本質を持つ巨大な怪物として日本人民に襲い掛かって来る危険なものである。いかにしてこれを防ぐかについては、後に述べる。

(2) ① 安倍内閣の規制改革会議の農業ワーキンググループは、「指定生乳生産者団体制度」の廃止を提言した(5月9日赤旗)。

② 指定生乳生産者団体制度とは、搾乳した生乳を一元集荷・多元販売し(生乳の95%以上販売)、生産計画をつくり、需給調整し、乳業メーカーと価格交渉し、指定団体に委託した乳製品分は政府の補給金の対象になる制度である(なお、補給金なしで自らの判断で指定団体に委託販売しない酪農家や団体もある)。

③ この指定団体制度が廃止されると、酪農家・団体が個別に価格交渉することになり、価格交渉が乳業メーカー主導の度合いが強くなり、買い叩かれ、その結果として酪農家が減少し、生乳を集めるのが困難になり、消費者も新鮮な牛乳が飲めなくなるのである(赤旗同日記事による)。

④ ではなぜ提言は、廃止しようとするのか。それは、指定団体制度が消費者ニー

ズに十分応えられず酪農家の「所得向上」の意欲を抑えている、という理由である。

⑤ 千葉県で35頭の搾乳牛を育てている中村種良さんは、“地域によっては価格交渉力など問題はあるが、それは自主的に解決すべきものであり、今回は TPP がらみ、官邸によるクーデターのやり方だ”と批判した(同日赤旗)。

正当な批判である。

(3) ①5月12日、日比谷野外音楽堂で共同集会が開かれ、「守れ25条」のプラカードが林立した(5月13日赤旗)。

参加した人々は、憲法25条の実現をめざし、医療、年金、生活保護、保育、介護、障害者、福祉など職業の違いを乗り越え次々と訴えた。

② その一例を紹介する。

医師の竹崎三立氏は、“政府の政策によって医療や介護から見放された患者が急増している。憲法の空洞化を狙う安倍政権に夏の参院選で鉄槌をくだそう”と訴えた。

(4) TPPにつき、日本の政治、経済に大きな打撃を与える効果を持っていることについて述べてきた。

TPP が批准され、発効することは、アメリカの政治情勢と絡むので、その推移を見て再び取り上げることにする。

る(5月13日赤旗)。

①指定された国立大学は、特定分野で目標設定を迫られ、自主性が蔑ろにされること、②指定国立大学を財界、企業の言いなりの大学のトップランナーにして、高等教育全体を産業力強化、企業の収益力を高め

二 教育

(1) ①5月11日、衆議院文部科学省は、「指定国立大学法改定案」を可決した(自民、公明、民進、おおさか維新の各党は賛成、社民、共産は反対)。

②反対討論での大平喜信議員(共)の指摘によれば、改定案は次のようなものであ

ることに従属させるものであること、㊦国立大学に資産運用緩和による自己収益増を強いることは、高等教育に対する国に責任を放棄するものであること、㊧細かな評価項目を設けるなど、政府の上からの関与を強め、大学の自主性を侵害すること、㊨「大学改革」の名で行われた学長裁量経費の重点化や、大学への運営交付金削減により研究力が落ちることは文科省の調査でも明らかであること、㊩研究を支える運営費交付金は、重点配分の影響で多くの大学で減額になっていること、㊪上からの「大学改革」の押し付けはやめて、運営費交付金の抜本的拡充こそ行うべきこと。以上である。

③要するに、「指定国立大学」から自主性を奪い、政府、財界、そして軍事部門の

侍女にするものである。

(2) ①5月18日、「教育機会確保法案」に反対する人々が国会前でスタンディングを行い、抗議した(5月17日赤旗)。

②「教育機会確保法案」とは、不登校対策と夜間中学の整備に関わる部分とで構成されているが、今回の法案は、不登校の子どもに不可欠な安心・休息を保障せず、学校復帰など「教育機会」を性急に迫るものとなっており、関係者から強い反対の声が上がっている法案である。

③何故反対なのか。世取山洋介新潟大学准教授の見解は次の通りである。教育という営みの根幹で触れる優れた見解なので、その全文を紹介したい。(5月17日赤旗掲載)

教育機会確保法案は、不登校の子どもは学力面だけを行政が管理すればよいという考え方に貫かれた法案です。親が子どもの要求にこたえながら一緒に成長できる、行政がそれをしっかり支えよう、という覚悟がこの法案にはありません。

不登校の児童生徒のニーズのうち、受験学力であったり労働能力であったりという、3次的なニーズのごく一部に対応する、それがこの法案の特徴です。

公教育の目的が非常に狭められている中で、その競争主義的な性格を裏側から補強するものといってもよい。

不登校の子どもたちはまず、生きていてもいいという実感を求め、次に社会的に意味のある人生を送りたいと希望し、最後に科学的な認識や能力の発達を求めます。法案はこの最後のニーズのごく一部を満たすにすぎない。

不登校の子どもたちのニーズは、すべての子どもたちのニーズでもあります。それは人格の全面的発達という公教育の本来の目的そのものです。

法案は教育の意味を非常に狭める役割を果たします。この15年ほど、教育政策は経済政策に追随し、公教育のなかで子ども的人格の全面的発達が保障されてきませんでした。その結果として不登校の子どもたちが増え続けているのにもかかわらず、法案はそうした教育政策の在り方を追認しているのです。

この法案のイメージは貧相で狭い。そうした貧相な教育が不登校ではない子供たちに逆流していく可能性があります。不登校であっても、そうでなくても、人格の全面的発達が法案の基本にすえられるべきです。

人格というのは、外界に対する認識の統合の形態です。科学的認識や社会性、道徳性など、人格の構成要素が一つの人格として統合されていく過程が発達の過程であり、子どもたちにとって親密な関係にあるおとながそばにいて、人格の統合を助けていくことが必要です。不登校であってもそうでなくても、子どものありのままを受け入れることから、次の発達のステップが作り出されるのです。

④ この見解の基幹をなしているのは、子どもの人格の全面的発達を保障し、その成長を助け、子どものありのままを全面的に受け入れることこそが教育の原点であるという考え方である。

(3) ①5月20日、政府の「教育再生実行会議」(座長鎌田薫早大総長)は、「全ての子どもの能力を伸ばし可能性を開花させる」と題する提言をまとめ安倍首相に提出した(5月23日赤旗)。

②その概要は次のようなものである(前掲赤旗による)。

①大企業の競争力強化をめざす「一億総活躍社会実現の基盤」と位置づけていること。②子どもの学力差を解消するためのき

め細かい習熟度別少人数指導の推進。③特に優れた能力やリーダーシップを最大限伸ばすこと。④小学校からの特別プログラムや飛び入学。⑤その他家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障、発達障害などの障害のある子どもに対する個別のカルテ作成提案、不登校の子どもに対する支援のあり方(省略)なども提示している。

③この提言の基調をなしているのは、エリート教育の強化であり、安倍流「一億総活躍社会」の実現を担う人材の育成である。

しかし、その基調の不当なことは既に紹介した世取山准教授の見解で明らかである。

三 ヘイトスピーチ

(1) 5月12日、参議院法務委員会は、「ヘイトスピーチ根絶法案」を全会一致で可決した(5月13日赤旗)。さらに5月24日、同法案は、衆議院本会議で賛成多数(自民党、公明党、民進党、おおさか維新の会、生活の党、日本共産党)で可決された(5月25日赤旗)。

(2) 5月24日、参議院法務委員会の与野党議員が共同記者会見を行った。西田昌司議員(自民党)は“ヘイトスピーチするなどという考えは直ちに捨ててもらいたい”と述べ、“法律の趣旨を踏まえて行政・司法が連携して根絶に向け努力すること”を求めた。また有田芳生議員(民進党)

は、“法律に魂を込めた。法の意義を地方自治体や警察に周知していく”と述べ、また天倉議員(公明党)は、“米軍批判など政治的言論は守られるべきであり、この法律の対象ではない”と語り、さらに仁比聡平議員(共産党)は“ヘイトスピーチを社会的包囲で孤立させ、根絶する一歩となるよう力を尽くしたい”と述べた(5月25日号赤旗)。

(3) 5月26日、参議院法務委員会は、「ヘイトスピーチの解消に関する決議」を全会一致で採択した(5月27日赤旗)。

「決議」は、「ヘイトスピーチは個人の尊厳を著しく害し、地域社会の分断を図る

もので、かかる言論は決して許されるものではない…24日の参院本会議で成立したことは、国連の委員会からの要請を踏まえたものであり…共生社会の実現にためにも、ヘイトスピーチの解消に向けて取り組むことは、党派を超えた喫緊の重要課題であり…ヘイトスピーチ解消法の成立は大きな第一歩ではあるが終着点ではない…私たちは、ヘイトスピーチ解消及び被害者の真の救済に向け、差別のない社会を目指して不断の努力を積み重ねることをここに宣言する」というものである。

(4) ヘイトスピーチとは何か。文献・有田芳生、北原みのり、山下英愛「私たちの社会は何を憎悪しているか」(世界 2014年 11月号)及び李信恵、安田浩一「人間と社会を傷つけるヘイトスピーチ」(世界 2014年 11月号)により、ヘイトスピーチ(差別による憎悪のことば、又は差別煽動表現)の生じる社会的背景・風潮とその底にある本質について述べる。

① この「ヘイトクライム」の風潮は1990年代に装置が形成され、その後20年間かけて、「在特会」など、「ヘイトクライム」を行う勢力が生じてきた(もともと我が国の歴史を辿れば、「ヘイトクライム」は古くからあり、比較的最近のものでは、関東大震災(1923年9月1日)での「朝鮮人虐殺」がある)。そして、「慰安婦問題」を契機として、反韓国、嫌北朝鮮の運動が組織的に行われるようになり、現在に至っている。

② では「ヘイトクライム」の標的と本質とは何か。安田浩一さんによれば、“すべての外国人、生活保護受給者、障害者、水俣病未認定の人、被爆者など、すべての

マイノリティ(少数者)が標的となること。そしてその本質は、戦後民主主義運動に対するバックフラッシュ(反動)であること。

③ では、ヘイトクライムを今回のヘイトスピーチ根絶法により根絶できるであろうか。私はできないと考える。

理由は、第一に、安倍政府によって推進されている経済的・社会的格差の拡大政策は、経済的・社会的弱者を生み出し、その弱者を踏みにじり、大企業に富を保障するものだからである。

第二に、安倍政権の外交政策の軸は、アメリカ一辺倒であり、アジア・中東蔑視の政策だからである。つまり、アジア・中東の諸国とその人々を「仮想敵」とみなしているからである。

第三に、ヘイトスピーチの主な主体は在特会を始めとする右翼団体であり、しかも右翼団体の活動に対し、警察は取り締まろうとしないからである。

④ では、「ヘイトクライム」について如何に対処するか。

第一に、裁判所に訴えることである。その点で参考となる判例として、次のようなものがある。

2016年9月27日、大阪地裁は、在日朝鮮人のフリーライター(李さん)が在日特権を許さない市民の会(在特会)及び同会元会長を相手に損害賠償支払いを求めた名誉棄損裁判において、次のような判決を下したのである。

「被告らは、原告に対し、連帯して77万円及びこれに対する平成26年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え」。そして被告らの名誉棄損の反訴

に対し、「②被告らの反訴をいずれも棄却する」。

⑤ この判決文の内容は、次のようなものであった（前田朗「反ヘイト・スピーチ裁判勝利」マスコミ市民 2016年 11月号）。

「判決は、例えば「天下の李信恵さんです、立てば大根、座ればどでかぼちゃ、歩く姿はドクダミ草」と揶揄し、李信恵がジャーナリストとして書いた記事を「誤報」と決めつけるなどした書き込みについて、「原告が虚偽の事実を垂れ流しているなどという表現は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告が、被告在特会が主催したデモについて、被告在特会側の者が中学生のキーホルダーを踏みつぶしたなどの記載のある記事を掲載したとの事実を摘示した上、これらの記事の記載内容が虚偽であるとの意見を表明したものであるということができるところ、かかる表現は、一般の読者をして、原告が真実と異なる虚偽の内容の記事を執筆しているとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものと言える。」と判断した。

判決はさらに、公正な論評の法理による違法性阻却について、「立てば大根」発言や、「馬鹿か、お前らってね」、「鮮人記者」が「撒き散らしている虚言」などの発言を全体としてみると、「記事の真偽とは

何ら関係のない原告の容姿を侮辱的な表現で揶揄したり、その人格を不穏当な表現で執拗に攻撃したりするものであって、原告の記事の真偽に関する意見表明に仮借して、いたずらに原告を誹謗中傷することを主たる目的として行われた」とし、「その目的が専ら公益を図ることにあったとは認められず」とした。

名誉棄損に加えて、判決は、被告らが原告を侮辱したことも数々の証拠に照らして認定した。

⑥第二に、では「ヘイトスピーチ」に対し、私達人民はいかなる対応をすべきか。

師岡氏の「包括的人種差別禁止法制定に向けて」によれば、対策として以下のことが提案されている。

①人種差別の実態調査。②人種差別撤廃基本法の制定。③政府部内に担当部署を定めること。④現状・政策を点検すること。⑤地方公共団体が、ヘイトスピーチと闘うことを明確にする決議や宣言を採択すること。⑥人権差別撤廃ないし禁止条例の策定に取り組むこと。⑦マイノリティの人権保障と濫用防止の原則を守りつつ、社会全体で断固としてヘイトスピーチと闘うこと。

⑦ 以上に加えて、私は、青年に対する「ヘイトスピーチ」が絶対悪であることの教育が必要であると考え。マイノリティと共生することこそ民主主義社会の基本であることを記し、この項目を終える。

四 刑事訴訟法改悪

(1) 5月19日刑事訴訟法改悪案が、参議院法務委員会で与党などの賛成多数で可決された。

法務省は昨年（2015年）の通常国会に

改悪案を提出した。与野党の修正協議を経て衆議院を通過し、参議院で継続審議になっていたものである。なお、国会法の規定により衆議院で再可決されれば成立する運

びとなる（5月15日河北新報）。

（2）5月20日、参議院本会議で採決がなされ、自民、民進、生活、おおさか維新などの賛成多数で可決された（共産党は反対）（5月21日赤旗）。そして法案は同日衆議院に送付され、同日衆議院法務委員会でも採決が行われた。

（3）5月24日、衆議院本会議で採決され、自民、公明、民進、おおさか維新などの賛成で成立した（なお、社民、共産党は

反対）。

（4）刑事訴訟法改悪案の中味の概略は、次の通りである。

①盗聴の拡大。②司法取引制度の導入。③刑事免責制度の導入。④証拠開示制度の改悪。⑤取り調べの部分的録音・録画などである。

（5）その詳しい検討は、その改悪法の全容を入手してから行うこととする。

五 2016年5月の感想

（1）戦争法の実現課程とそれへの対抗運動について考察した。安倍内閣の戦争法の実現過程では、民意を無視し、強権的手法で、そして対米従属の深まっていく様相を描いた。

（2）原発や核兵器が人智の到底及ばない災害をもたらすことを感じた。

（3）沖縄問題では、独り沖縄問題にするのではなく、日本人民が自らの問題として解決の方途を考えなければならない問題だ、と強く感じた。

（4）TPPとは、アメリカと多国籍企業

と日本の大企業のために、日本の産業が衰退していく様子を描いた。

（5）ヘイトクライムとは弱者いじめの陰湿なものであり、その根絶には並大抵のことではできないこと、日本社会の格差拡大を止めなければならないことをつくづくと考えさせられた。

（6）以上の拙い感想を以て、5月の項を終えることとする（2016年12月3日攔筆）。